

第4回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月25日(水) 午前9時35分から10時39分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長	12番	石堂	かよ子		
会長職務代理者	11番	西田	三郎		
農業委員	2番	牛野	進一郎	3番	久保田 力雄
	4番	砂坂	浩一郎	5番	小山 幸良
	6番	寺内	秀昭	7番	河野 律雄
	8番	古市	道則	10番	中之蘭 堅二郎

農地利用最適化推進委員(順不同)

イ.	崎田	義昭	ロ.	向井	克巳
ハ.	中園	廣行	ニ.	中峯	哲義
ホ.	原田	晃生	ヘ.	小脇	尚武

4. 欠席委員

農業委員	1番	高田	真盛	9番	中島 一三
------	----	----	----	----	-------

農地利用最適化推進委員(順不同)

ト.	片板	大作	チ.	雨田	俊孝
----	----	----	----	----	----

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和2年度第4号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について

議案第5号 農業委員会法改正5年後調査について

報告案件 農用地等の利用権の合意解約について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 直樹
農地振興係長	戸川 修一郎
農地振興係	中村 陽星
農地集積支援員	牛野 学

7. 会議の概要

事務局 開会前に、本日の欠席者について、欠席の届が出ておりますので報告いたします。

議席番号1番 高田真盛委員、9番 中畠一三委員。

農地利用最適化推進委員の 片板大作推進委員、雨田俊孝推進委員でございます。

それでは本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。

議長 長 ただいまから、第4回 農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号10番 中之園堅二郎委員、11番 西田三郎委員を指名します。

議長 長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和2年度第4号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。

なお、基盤法案件整理番号1番及び2番において、古市委員が農業委員会法第31条第1項、議事参与の制限に該当することになりますので、退席をお願いします。

(古市道則委員、退席。)

議長 長 それでは、事務局より議案第1号基盤法案件整理番号1番及び2番の説明をお願いいたします。事務局、戸川係長。

事務局 それでは、資料は修正していますので別紙をご覧ください。

議案第1号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について、令和2年11月30日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権 3件・農地中間管理権 10件)を定めたいので承認を求めるものです。

資料は3ページをご覧ください。

期間の始期が令和2年12月1日から5年間の案件が1件と 期間10年及び15年の案件が各1件ございます。計3件で、田が●●m²の4筆・畑が●●m²の6筆です。

資料は4ページをご覧ください。

ただいま、会長からありましたように議事参与の制限に該当する案件となります。

計画内訳書の1番の説明をいたします。利用権を設定する者は南種子町〇〇××番地 A・71歳、利用権の設定を受ける者はBで経営面積は●●㎡。申請地は、〇〇字△△××番 外4筆、地目は畑で、面積合計●●㎡、期間は15年の新規設定で賃借料は10アール当り1万円で、支払方法は口座振込みとなっております。

図面は5ページから8ページに添付していますのでお目通しください。

次に2番です。利用権を設定する者は南種子町〇〇××番地 C、利用権の設定を受ける者はBです。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡で、賃借料は10アール当り1万円で、期間10年の新規設定で現金払いとなっております。

利用権設定を受ける者は耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。
(「はい。」の声あり)

議長 11番委員 はい、西田三郎委員。
整理番号1番ですが、これは利用権を設定する者 Aさんが現在シキミ・ヒサカキ等を作付けしているものをBに賃借するのか、それとも新しく作付けをするものなのかを具体的に教えてください。

議長 事務局 はい、事務局。
これにつきましては、現在耕作しているものについてAさん個人からBの方に移すというような状況です。

議長 11番委員 西田委員、よろしいでしょうか。

議長 11番委員 分かりました。

議長 他に質疑はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号基盤法案件整理番号1番及び2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。

議案第1号基盤法案件整理番号1番及び2番については原案のとおり決定いたしました。

古市委員の入場を求めます。

(古市道則委員、入場)

議長 議事を進行します。

議案第1号残りの案件の説明をお願いいたします。事務局、戸川係長。
それでは引き続き、資料は4ページをご覧ください。

整理番号3番。期間は5年の新規設定で、利用権を設定する者は南種子町〇〇××番地 D・64歳、利用権の設定を受ける者は南種子町〇〇××番地 E・53歳です。申請地は〇〇字△△××番 外3筆、地目は全筆田で、面積合計●●㎡です。水稻の作付けを行います。賃借料は玄米〇俵の現物渡しです。図面は9ページから11ページに添付しています。

12ページをご覧ください、農地中間管理権の総括表です。

公告年月日 令和2年11月30日、期間は5年と10年があり、件数は各5件の計10件です。田の面積が●●㎡・畑が●●㎡です。13ページの計画内訳書をご覧ください番号は1番です。

(整理番号1番。) 利用権を設定する者は 〇〇××番地 F・59歳。耕作者は Gです。土地の所在は、〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡で、安納芋を作付けします。(権利の種類は) 使用貸借権です。新規設定で期間は10年です。図面は16ページに添付しています。

次に2番は、HとGとの利用権設定です。土地の所在は〇〇字△△に1筆で、地目は畑、面積は●●㎡です。1番と同様、安納芋の作付けを行います。

3番は、IとGの利用権設定です。フェニックスロベレニーと安納芋の作付けを行い、期間は10年の使用貸借です。

4番は、鹿児島市〇〇のJと〇〇のKの利用権設定です。土地の所在はお目通しください。賃借料は10アール当り1万円、期間10年の新規設定です。図面は20ページと21ページに添付しています。次に14ページをご覧ください。

番号は6番で、鹿児島市〇〇に住むLとMの利用権設定について、土地の所在は〇〇字△△に2筆、面積合計●●㎡、地目は畑、賃借料は10アール当り1万円で、期間は5年の新規設定です。図面は23ページに添付しています。

次に8番は、熊本県球磨郡のNとOの利用権設定で期間は5年の賃貸借です。土地の所在は〇〇字△△××番、面積は●●㎡で、スナップエンドウの作付けを行います。図面は25ページに添付しています。次のページ15ページをご覧ください。

9番・10番は、PからFへの利用権設定です。ともに5年の使用貸借です。詳細はお目通しください。図面は26ページに添付しています。

以上、利用権・農地中間管理権の設定を受けようとする者は、経営規模拡大、農用地の集団化等、農業の生産性の向上に資すると認められており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。
(「はい。」の声あり)

議長 7番委員 はい、河野律雄委員。
先月も説明をいただいたんですけど、使用貸借権と賃借権とあるんですが、借方と貸方の関係筋を教えてくださいたいのが1つと、もう1つは4番・5番のJさんとKさんとの利用権設定についてですが、4番は賃借権、5番は使用貸借権とありますが、これは何でこうなるのか説明いただきませんか。

議長 7番委員 はい、事務局。
最初の質問は関係性をということでありましたが、全体の中で分かっている範囲でお答えしたいと思います。FさんとGさんをご兄弟ということであり、HさんとGさんの関係性は従兄弟だと伺っております。IさんとGさんは義理の親子、(Gさんの)奥さんの親がIさんということでも伺っております。Jさんの件については後回しにしましょう。PさんとFさんの関係性については、私の方では答えようがありません。他人は他人だと思います。
Jさんの関係性については、私も聞いておりませんでした。何故かと言われたら分かりません。また後ほどお答えするというのでよろしいでしょうか。以上です。

議長 7番委員 河野委員、よろしいでしょうか。

議長 7番委員 はい。

議長 他に質疑はございませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号残りの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。
議案第1号残りの案件については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 譲渡人・Q、譲受人・R 外1件を議題にします。
それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いします。事務局、中村主事補。

事務局 資料27ページをお開きください。
議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が2件です。
整理番号1番から、資料を読み上げます。
整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 Q。
譲受人が、南種子町〇〇××番地 Rです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、28 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は30 ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 S。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Tです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、29 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は35 ページから添付しています。

以上2件につきましては、11月12日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、牛野委員。

2番委員 〇〇字△△の土地ですけれども、譲渡人は、Qさんということですが、実際の所有者は、△△共有地ということで、共有地の代表2名の土地だったんですが、代表の1名が集落から転出されて持分を放棄した為、Qさんのお父さん、1人だけの名義になっていたということで、Qさんがその経緯が分からなかったということでお父さんのUさんの名義をそのまま自分の名義に変えたということで、これは元の共有地の代表者2名に戻すという作業です。どうすればいいかということだったらしいですが、司法書士によればRさんとの協議の結果、法務局に相談し、QからRに持分の2分の1を譲渡するという形をとって△△共有地 2名の名義に戻すのがよろしいということになったそうです。Qさんも元々共有地であると認識していたので、共有地（△△共有地 代表2名）に戻した方がいいということでこのようになっていきますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長 はい、整理番号2番、寺内委員。

6番委員 はい。〇〇字△△××番の土地でございますけれど、資料38ページ、〇〇のところの△△の川づたいにある小さな土地なんですけど、明らかにSさんの所有地でありまして、Sさんは郵便局におったことは大方知っているとありますが、この方が定年後、鹿児島の方に引っ越していて、Tさんのお父さんに作ってほしいということで、十数年前からTさんが耕作していた土地を、Sさんの方から土地があっても種子島にはもう帰らないからということで、土地を持っていても税金とか色んな面で大変なので良かったら貰ってくれないかということで、そしてTさんの方に耕作できないかという話があり、それで譲り受けることになった次第であります。永い

間耕作してくれてSさんも喜んでいたようです。そういうことでの譲渡ということになりますので、宜しくお願いします。まあ、Tさんはこの辺に土地を〇〇ヘクタール近く持っていますので、有効に土地活用されると思います。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議長 質疑はありませんか。
(挙手あり)

議長 長 はい、事務局。
事務局 資料の訂正をさせてください。先ほど私の方がSさんの住所を南種子町〇〇と読み上げましたが、正しくは資料 35 ページをご覧ください。申請書に書かれてあるように、申請人(譲渡人)の住所は、「鹿児島市〇〇△△××番〇〇号」とあります。こちらが「正」になりますので、資料の訂正をお願いします。以上です。

議長 長 はい、資料の訂正をお願いいたします。
議長 長 質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。
議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議長 長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人・W、譲受人・X、を議題にします。

それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いいたします、中村主事補。

事務局 資料40ページをお開きください。
議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求められるもので、転用申請が1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 W。

譲渡人が、南種子町〇〇××番地 Xです。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記・現況地目は畑。地積は●●㎡です。

転用計画としまして、地目を宅地に変更。

工事計画は、第1期工事が令和3年1月から令和3年6月。

第2期工事は、令和3年6月から令和3年12月までの計1年間になります。

土地取得費 〇〇円、造成費 〇〇円、建築費として居宅 〇〇円、農業用倉庫 〇〇円、資金内訳は、〇〇円、全額融資となっています。

転用目的としましては農家住宅です。

転用事由の詳細としまして「現在使用している住宅及び倉庫の老朽化が進んでおり、農地も中之上と茎永にあることから、新たに農家住宅を建築する為、当該地を申請する」とのことです。

周囲の状況につきましては、北側・東側に宅地、西側に道路、南側に雑種地となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

(1) 造成計画が、盛土を行う。

(2) それに伴う被害防除策として、法面保護を行う。

(3) 周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅 1.0m程度設ける。

(4) 用排水計画として、雨水は水路放流となっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第2種農地」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は41ページから添付しています。

なお、この1件につきましては、11月12日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。中之藺委員。

10番委員 譲渡人と譲受人との関係は（法人代表者である）伯母と甥の関係であります。有償です。

土地を譲り受け、農家住宅・倉庫を建てるということでした。先ほども申し上げましたが、現在の住宅・倉庫が老朽化しているためとのこと。農地は〇〇と〇〇に所有しているということで、〇〇△△に水稻、〇〇△△の方にレザーリーフファンを30アール作っているということです。他にはありません。以上です。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

（「はい。」の声あり）

議長 はい、西田三郎委員。

11番委員 5条の場合は、500㎡という制限があったと思うのですが、農家住宅の場合にはその制限には掛からないのですか。

議長 はい、事務局。

事務局 一般住宅を建てる場合は500㎡までとなっているんですが、農家住宅については農家倉庫もありますので、1,000㎡までとなっています。以上です。

議 長 西田委員、よろしいでしょうか。

11 番委員 はい。

議 長 他に質疑はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。

議案第 3 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地：〇〇字△△××番 外 9 筆を議題にします。

それでは事務局より議案第 4 号の説明をお願いいたします。事務局、牛野支援員。

事 務 局 45 ページをお開きください。

議案第 4 号は、農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は現地調査の結果、農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号 1 番。台帳所有者が鹿児島県鹿児島市〇〇△△番××号 Y。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡です。外 9 筆の合計 10 筆、地積合計が●●㎡になります。この 10 筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地であると判断し、既に山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、11 月 12 日の現地調査において、事務局、農地部長及び農地部員で現地確認をしております。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。

議案第 4 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 5 号 農業委員会法改正 5 年後調査について、を議題にします。

それでは、事務局より議案第 5 号の説明をお願いします。事務局、戸川係長。

事 務 局 先般 11 月 18 日付けの文書で、議案第 5 号 農業委員会法改正 5 年後調

査についてということで、皆様方に提示していただいているかと思っておりますが、全国農業会議からの調査の依頼がありまして、この調査については、平成 28 年度改正農業委員会法の施行から 5 年目を迎えると、制度改革により農業委員会の活動にどのような効果が生じたのか把握すると共に、活動や運営の課題となっている点を改善していくことを目的としています。

調査の回答に当たっては、総会審議に諮るよう依頼があったので、総会審議がスムーズに進むようにということで、総会資料の 54 ページから 74 ページの方に、事務局で一応回答案を作成したところです。事前の調査内容を確認はしていることと思いますが、この意見集約をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この内容につきまして、一応事務局の方でも可能な限り、1 時間少々掛かりましたかね。どういう話をしてこれで良いんじゃないかなと話をして、番号の横に丸印をさせていただいてるんですけど、見ていただければお分かりになるかと思っております。こういった内容で諮っております。

箇条書きで記載し、該当する項目に丸印を書かせていただいております。読んでみてこれはどうかというご意見があれば是非この場で挙げていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明があったとおりでございます。皆さん、目を通していると思っておりますが、この項目についてこれはというのがございましたら、挙手の上、ご意見を申し上げます。内容に関しては幾つでもよろしいです。

事務局 丸印については設問によって幾つでもという項目がございますので、そういったものについては、該当するもの全てに丸印をしているということです。話を続けますが、内容について皆さんからの意見があるないは別にしても、話がまとまればこのまま調査報告をしたいのでよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明があったとおりでございます。皆さん、目を通していると思っておりますが、この項目についてこれはというのがございましたら、ご意見を申し上げます。内容に関しては幾つでもよろしいです。

議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。
(「はい。」の声あり)

議長 はい、河野律雄委員。

7 番委員 はい。私の方でも目を通しまして、確認をしまして、内容的にはこれで私も異存はありません。気付いたところで、66 ページの 8 番、「新規就農支援について」というタイトルがあって、丸 13 番、「農業委員会が農業次世代人材投資事業」というのは推進をしておりますけど、この「サポートチームに参加」というのは、実際に参加実績がありますから、これに丸を付けてください。

それと 1 つお願いというか私の要望事項なんですけど、これは過去の総

会でも意見として話をしてる要件なんですけど、その下の課題となっていることの項目の中の15番、「その他（自由記述）」なんですけど、私の担当区域なんですけど、非常に構造改善をされていて、なおかつ一等地で場所がある訳です。そこが現在非常に荒れている訳です。放置化されている訳ですよ。内容的に言いますと、茶を植えている畑なんですけどね、構造改善をされてもう非常に一等地なんですよ。色々と接触した人が過去も活動もしているんですけど、中々なんです。これの対応・対策に行政を含めた公費ですね。そのような制度があると思うんですけど、それを取り込んで、その完全な農地として復旧というか復活をすれば、それを利活用して農業の発展というか、構造改善の主目的の農地の維持管理、次世代に続けるんだという活動の一役を担うと思いますから、このその他の自由記述欄に、それを是非とも要望して、取り入れて欲しいというのが私の意見です。後は色々ありましたけど、色々言うと長くなりますので、これで止めておきます。この2つだけはお願いします。

議長
事務局

はい、ありがとうございます。はい、事務局。

はい。河野委員、ご意見をいただき、ありがとうございました。今の質問は、事務局で話をさせていただきたいと思います。河野委員のご要望に関しましては、きちんと予算化して（農地が）回復できるように国が支援していただきたいというような内容でよろしいですか。

7番委員
事務局
議長

はい、そのとおりです。

はい、分かりました。

他にございませんか。

（「はい。」の声あり）

議長
11番委員

はい、西田三郎委員。

沢山あったんですけど、まず56ページの1番、「評価できること」、丸7番の「若手の委員が登用しやすくなった」というのも丸ではないですか。現実に若手の農業委員が増えたなと私は感じております。それが1点。

それから次の「課題となっていること」、2番はどうなのかな、「定数に満たない時の掘り起こしに時間と労力を要している」事務局の皆さんが農業委員を探すのに苦労をなさっていたと感じています。

丸8番「適任者であっても議会で不同意となることがある」については、あえて丸をする必要があるのかという感じが私にはします。

次の「制度改正や運用改善の要望」、丸7番、「活動の継続性のため、参議院議員のように半数の入れ替え制にしてほしい」、これは非常に良いなという感じが私にはしました。将来的にはこういうことが望ましいと思います。後は丸10番「特になし」は丸を取り消した方が良くと思います。

それから59ページ、（4. 推進委員の設置、）「課題となっていること」丸7番「女性委員が少ない」というのは丸で良いと思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございます、事務局。

事務局 はい、ありがとうございました。まずは56ページの(1. 農業委員の選任方法)「評価できること」7番、「若手の委員が登用しやすくなった」、ということに関して皆さん方はどう思われるのかということで、是非お諮りしたいと思います。私たちもそこら辺で分からない部分があるので、皆さんに資料を見ていただいているので、これについてそれでいいのではないかといいことでしたら、これを出したいと思しますので、皆さん方の意見を聞きたいんですが。西田委員がおっしゃったように若手委員の登用がしやすくなったということで、このまま出してもよろしいでしょうか。
(一同ざわつく)

事務局 「若手」というのは、認識に個人差があるので、例えば原田委員のように50歳手前の年齢の方もいますし、崎田委員のように、50歳ちょっと超えた委員もいます。それが若手というか、逆に20代・30代までが登用しやすくなったかというのを含めるか、正直事務局では判断が付かなかつたので、今皆さんにお諮りしているというところなんです。それがまず一つですね。

後で会長の方で決を採っていただきますので、一とおりの課題について再度諮っていきます。課題として「定数に満たない時の掘り起こしに時間と労力を要している」というのは、先ほど西田委員がおっしゃられたとおり、時間と労力を要しているのはそのとおりです。よろしければ追加で丸を付けたいと思います。それでよろしいでしょうか。

続いて丸8番であります、「適任者であっても議会で不同意となることがある」ということは現実起こったこととして、丸を付けさせていただいております。西田委員がおっしゃられたように、ここは抜いてもいいのではないかといいのであれば、全然問題はないものと思います。

その次「制度改革や運用改善の要望」として丸7番「活動の継続性のため、参議院議員のように半数の入れ替え制にしてほしい」とありますが、これについては皆さん方のご意見を伺った上で最終的に判断をしたいと思っております。

続いて59ページの「女性委員が少ない」というのは、確かに現在は会長だけしかおりませんので、ここについては丸を追加してもよろしいのではないかと考えます。以上です。

議長 それでは最初からいきましょうか。56ページの設問1、丸7番についてですが、「若手の委員が登用しやすくなった」というのは農業委員に関してです。農地利用最適化推進委員に関してではございません。これについてはどう思いますか。他の方からもご意見を伺いたいです。
(「はい。」の声あり)

議長 はい。西田委員。

11番委員 私が言いたかったのは、農業委員会の事務局、町長が推薦する訳ですか

ら、若手を入れよう、あるいは女性委員を入れようということは事務局側でできるようになったんじゃないかなという意味です。現在そうであるかということではありません。

事務局 事務局では推薦をしておりません。

事務局 議長、懇談を求めます。

議長 はい。分かりました。これから懇談に入ります。

議長 懇談を解きます。

議長 それでは異議がないようですので、議案第5号について、原案に皆さんの意見を反映させた結果のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第5号については、原案のとおり決定しました。

議長 報告案件 農用地等の利用権の合意解約について、事務局より説明をお願いいたします。事務局、戸川係長。

事務局 先ほど利用権の設定で関連したもののなので、内容は全く同じになります。農用地等の利用権の合意解約について説明いたします。資料73ページから74ページとなっております。資料73ページをご覧ください。

整理番号1番。賃貸人が南種子町〇〇××番地 C、借借人が南種子町〇〇××番地 Aということでありまして、64ページに内容を記載しております。

所在・地番につきましては、〇〇字△△××番、地目は登記・現況ともに畑で、面積は、●●㎡であります。

解約日につきましては、令和2年11月30日をもって解約ということで報告させていただきます。図面については、その裏面にありますのでご覧ください。以上です。

議長 報告が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

議長 質疑がないようですので、報告案件を終わります。

議長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。